

# 岡山市立市民病院入院患者面会規定

## （目的）

第1条 本規定は、岡山市立市民病院（以下「当院」という）における入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持に資するのみならず、円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （面会者）

第2条 面会ができる者は、原則として入院患者の家族とする。

2 感染防止の観点から、小学生以下の者の入棟は原則として禁止する。

3 病状の説明や緊急時等により、当院から来院を要請した者については、本規定にかかわらず面会を認めるものとする。

## （時間・場所）

第3条 面会時間は、曜日（土・日・祝日を含む）を問わず、午後1時30分から午後5時00分までとする。ただし、感染症の流行状況、その他病院管理上やむを得ない事情がある場合は、予告なく面会時間を変更することができる。

2 面会場所は、病室内または各階デイルームとする。

## （人数・時間制限）

第4条 入院患者1名に対し、一度に面会できる人数は2名以内とし、1回の面会時間は30分以内とする。ただし、主治医は、入院患者の病状を鑑みて、面会人の人数及び時間を変更することができる。

## （手続き）

第5条 面会を希望する者は、「来院時確認事項」を事前に病棟へ提出し確認を受けなければならない。

## （遵守事項）

第6条 面会者は、当院職員の指示に従うとともに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないように努めること。

（2） 入院患者や職員に対して迷惑となる行為（暴言、暴力、ハラスメント等）を行わないこと。

（3） 酒気帯びの面会はしない、病院敷地内での喫煙、飲酒、その他公序良俗に反する行為は行わないこと。

（4） 病棟内での飲食は禁止とする。

（5） 入退室時の手指衛生（アルコール消毒等）を徹底すること。

（6） 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は訪問を控えること。

（7） 訪問後24時間以内に体調不良が生じた場合は、速やかに当院へ連絡すること。

#### **(例外運用)**

第7条 下記の様な特別の事情がある場合において、病棟責任者は、本規定の制限によらない面会を認めることができる。

- (1) 急変などによる本院からの緊急招請
- (2) 治療、療養に関わる事象における来院依頼（手術、検査などの待機、立会、病状説明など）
- (3) 療養上特別な配慮を要する場合（終末期、退院調整業務など）

#### **(制限・中止)**

第8条 下記の場合は、予告なく面会制限又は中止とすることができる。

- (1) 主治医が入院患者の病状を鑑みて、医学的見地から面会を行う事が不適切と判断した場合
- (2) 入院患者が入院している病棟で感染症の集団発生が起きた場合
- (3) 感染症の流行状況や病院管理上の必要があると判断した場合

#### **(周知方法)**

第9条 本規程の内容は、本院ホームページ等を通じて、入院患者や面会者等へ周知する。

#### **附則**

本規定は、令和8年6月1日より施行する。